

在宅勤務に関する手続き等まとめ（北部構内事務部）

事由	申請（許可）要件 (6.は上司からの命令)	日数制限	手続	添付書類 (必要に応じて、これら以外の書類を 求めることがある。)	就業管理システム	業務報告
1 育児	小学3年生以下の子を養育していること	1 週あたり2 日を上限	申請者本人が事前に <u>上司（就業承認者）</u> の了承を得たうえで 「在宅勤務申請書（別紙1）」 を北部構内総務課人事掛へ提出	申請に係る子の氏名、申請者との続柄及び生年月日を証明する書類 (医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生申出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか。写し可)	<従事者> ・始業・終業打刻を行う。 ・超過勤務の必要がある場合は事前に申請する。 <承認者> ・打刻時間をもとに日次承認を行う。 ・「予定作成」画面より当該日の出張欄を「在宅勤務」へ変更する。 ・「予定作成」画面コメント欄に左記事由を記入	別紙2「業務報告書（在宅勤務）」により、上司（就業承認者）及び総務課人事掛へ報告
2 介護	要介護者の介護又は世話をしていること			「要介護者の状態等申出書」 (「国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程の運用の変更について」別紙10と同様のもの)		
3 障害、傷病又は妊娠による通勤困難	障害、負傷、疾病又は妊娠により通勤が困難	医師の診断書 (妊娠を事由とする場合は、「母性健康管理指導事項連絡カード」に代用可) 診断書には以下の3点を必ず記載させること。 ・通勤が困難であること ・在宅勤務の実施により通常業務に就くことの可否 ・健康管理上の留意事項に係る意見				
4 災害又は交通機関の事故等による通勤困難	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により通勤することが困難であること（台風・電車遅延等）	なし				
5 生産性又は効率性の向上	以下に掲げる項目をすべて満たす場合（※）	なし				
6 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため	本学の機能を維持する上で、上司（就業承認者）が必要と認める場合に、命令する。	必要と認められる期間	上司（就業承認者）が 「在宅勤務（テレワーク）対象者一覧（様式1）」 を北部構内総務課人事掛へ提出	なし		

（※）「生産性又は効率性の向上」を事由として在宅勤務を実施する場合は、以下の事項を十分に確認のうえ、許可すること。

(1)業務特性上、在宅勤務の実施が可能であること

窓口業務等大学への出勤が不可欠な業務や、セキュリティの都合上、自宅でのシステム操作や関係書類の持ち帰りが困難な業務等、在宅勤務の実施が困難である業務の実施については、在宅勤務を許可しない。

(2)上司が業務計画を確認し、生産性等の向上が見込まれると認めること

上司は、「生産性等の向上が見込まれること」について在宅勤務時の業務計画について、在宅勤務申請書等によりあらかじめ具体的に確認する。また、当該計画については、申請者のみならず、その者が所属する部署全体について「生産性等の向上」に資するものであるかという点にも着目して判断する。

(3)在宅勤務時における成果が具体的に把握できること

在宅勤務により「生産性等の向上」が具体的にもたらされているかを評価するため、業務報告書の提出時に具体的な成果物を添付資料とする。

(4)在宅勤務中において、情報通信機器を常時通信可能な状態にし、当該機器を通じた上司や同僚からの指示に速やかに応答することができること。また、コミュニケーションツールの活用により、上司や同僚等との情報共有や伝達等が十分機能する体制が構築されていること

在宅勤務中であっても、通常勤務時と同様の勤務を求められることから、在宅勤務実施の際は上司からの業務指示について即応できる体制に加え、チャット等のコミュニケーションツールを活用のうえ、上司や同僚との一般的なコミュニケーションについて円滑に行うことが可能となる体制を構築する。

(5)在宅勤務の実施場所について、個人情報保護及び情報セキュリティ維持のため、在宅勤務規程第7条に定める大学の諸規程を遵守することができる環境であること

在宅勤務を行う場合は、出張と同様に職場外に情報を持ち出すことについて個人情報や情報セキュリティの取扱いに留意する必要がある。

※(1)、(4)、(5)については、事由1～4により在宅勤務を実施する場合に準用する。

その他、詳細については・・・

令和4年4月1日付 北部構内事務部長通知「国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程の運用について」

令和4年3月8日付 理事通知「人人労第94号：国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程の運用について」

令和4年3月18日付 理事通知「人人労第101号：新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る「国立大学法人京都大学教職員の在宅勤務に関する規程」第4条第2項の適用について」を参照のこと。